

「JEC 規格のテクニカルレポート」の規程

1. 定義

JEC 規格のテクニカルレポート（以下、JEC-TR と略す）の定義は、次の通りである。

電気規格調査会が発行する文書で

① 将来的に規格（JEC、JEC）として制定することが望まれるが、現時点では下記の理由により、JEC 規格として制定しない文書

(規格・規程 1-1) 電気規格調査会規程細目
第 21 条 (3) へ移管 (2009.10.14)

i) 評

ii) 産業界において、まだ合意形成に至っていない。

② (JEC) 規格の理解を補完するために、データ類をまとめた技術的な文書

2. 位置付け

(1) JEC-TR の作成 (規格・規程 1-1-3) JEC-TR の手引き
① JEC 規格との関係 へ移管 (2009.10.14)

i) スピードアップの観点から「規格委員総会の審議を省略」したこと

ii) 調査専門委員会活動を「標準化」と繋げるため、原案作成部署（委員会）として「調査専門委員会」も認めたこと

② JEC 規格にするか JEC-TR にするかの一判断は、当該標準化委員会とする。

注：JEC 規格になり得るものはできる限り「規格」とし、安易にテクニカルレポート (JEC-TR) にする選択をしないようにすること。

(2) メンテナンス

少なくとも 5 年以内に見直し（規格化、改訂、確認、廃止）。

注：規格化できるものは、できるだけ速やかに規格化を図ること。

(3) 文書発行の形態

発行の形態は、JEC 規格と同様に、出版物とする。

JEC-TR 票の様式は、「JEC 規格票の様式」を準用する。

3. 番号体系

(1) 番号体系

テクニカルレポートを示す「JEC-TR」と JEC-TR の「番号」と JEC-TR の制定・改訂年（西暦）をハイフンでつないで表す。

JEC 規格番号と紛らわしくないように、番号の桁数を、5 桁とし、「分類番号+追番」とする。分類番号には「JEC 規格番号の上 2 桁（中分類）」をそのまま使い、下 3 桁は「JEC-TR 全体を通しての追番」とする。

JEC-TR-NNNNN-200X

↑ ↑ ↑ ↑ ↑

テクニカルレポート 5 桁の数字（上 2 桁は分類番号，下 3 桁は追番） 制定・改訂年（西暦）

(2) JEC 規格番号の上2桁 (中分類)

現在決まっているものは、次の通りである。

上2桁	中分類
00 *1	電気一般, 共通事項
12	計器用変成器
20	電気機器一般
21	回転機
22	静止誘導機器
23	開閉装置
24	パワーエレクトロニクス or 変換装置
25	保護継電器
34	電線
40	水力用原動機
59	電力用通信設備
61	絶縁材料
71	鉄道用電気設備

注*1: 現在, JEC 規格では「02」であるが, これは既存の3桁 (or 2桁) 番号規格との混乱回避のため0221から追番としたものである。JEC-TRの場合は, その懸念がないので「00」とした。

4. JEC-TR の 制定・改訂の手順

~~(1) 制定・改訂の提案~~

~~① JEC-TR の制定・改訂の提案~~

~~・提案先: 該当標準化委員会, 不明の場合は事務局へ~~

~~② 「提案」の (規格・規程 1-1-3) JEC-TR の手引き~~

~~・該当標準化委員会へ移管 (2009.10.14)~~

~~検討のための委員会を作る)~~

~~この際, JEC 規格にするか JEC-TR にするかを判断する。~~

~~(2) 原案作成部署 (委員会) の決定および報告 [(1)②で採択時]~~

~~① 当該標準化委員会が, 原案作成部署 (委員会) は「電気規格調査会」か「調査専門委員会」かを判断する。~~

~~調査専門委員会が原案作成する場合は, JEC-TR 作成趣意書を部会に提出し, 承認を得る~~

~~② 電気規格調査会が原案作成する場合は, 標準特別委員会の設置の可否を検討する。~~

~~標準特別委員会を設置する場合は, 設置趣意書を部会に提出し, 承認を得る。~~

~~③ いずれの場合も, その結果を規格役員会に報告する。~~

~~(3) 原案の作成~~

~~「標準特別委員会」, 「標準化委員会」あるいは「調査専門委員会」で「JEC-TR 原案」を作成~~

~~(4) JEC-TR 原案の審議~~

~~「標準化委員会」および「部会」で, JEC-TR 原案を審議し, 必要があれば, 原則として「原案作成部署」が「JEC-TR 案」を作成~~

~~(5) JEC-TR 案の審議, 制定~~

~~部会で承認された JEC-TR 案を, 規格役員会で最終審議を行い, 承認されれば「制定」~~

~~(6) 校正・印刷・発行~~

~~「原案作成部署」による「ゲラ刷り」の校正~~

~~参 考]~~

~~JEC-TRの内容(イメージ)を明確にするために、JEC規格、電気学会・技術報告との比較表を示す。~~

~~(比較を鮮明にするために、極端な表現が使われている。)~~

~~JEC-TR 比較表~~

		JEC規格	JEC-TR	電気学会・技術報告
1	主な利用者	①産業界(製品の供給者、使用者) ②一般消費者	①産業界の技術者 ②大学・研究所	①電気工学の技術者 ②電気工学の研究者
2	主な活用 ()内に価値を記載	①製品の取引(製品仕様書の簡略化、明瞭化) ②製品の可否 or 良否の判定	①試験・検査の参考(試験・検査の能率化、明瞭化) ②データ収集の標準(試験方法等の内容を検証・評価) ③将来規格の公表(規格の事前評価) ④その他規格・標準化に関する参考資料(権威大)	①参考文献(参考、引用) ②調査成果の保管(検索し易い)
3	拘束力	強い	弱い	なし
4	見直し(改訂, 廃止)	あり(5年以内)	あり(5年以内)	なし
5	文書の発行・販売	市販	市販(予定)	希望者購入可

~~注:「製品」には、「システム」、「サービス」を含む。~~

~~備考] JEC-TRの制度は、H14-9規格役員会で承認された。~~

~~本資料は、H14-11規格役員会で承認された。~~

~~H15-5規格役員会で、2(3)、4(4)項の変更を承認~~